

## 愛知県立大学地域連携センター規程

(趣旨)

第1条 この規程は、愛知県立大学学則第6条の規定に基づき設置される地域連携センター（以下「センター」という。）の運営に関する基本的事項について、定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、愛知県立大学の有する教育研究資源等を活用し、愛知県を始め行政機関、大学等研究機関、産業界、地域社会等学外との多様な連携による地域連携活動や生涯学習事業を通じて、地域の課題解決や発展に貢献することを目的とする。

(組織)

第3条 次条に規定する業務のうち、主に守山キャンパスにおける地域連携活動や生涯学習事業に関する業務を行うため、センターに地域連携センター守山支部（以下「センター守山支部」という。）を置く。

(業務)

第4条 センターは、その目的を達成するために、次に掲げる業務を行う。

(1) 地域連携活動及び生涯学習事業に係る以下の業務に関すること

- ア 企画・運営・実施・支援業務
- イ 情報収集・発信業務
- ウ 学内組織及び関係機関との連携及び調整業務

(2) 学術文化交流センターの管理・運営に関すること

(3) その他センター長が適当と認めた業務

(センター長)

第5条 センターに、センター長を置く。

2 センター長は、学長の命を受け、センターの業務を掌理する。

3 センター長の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、最初の就任の日から引き続き6年を超えて在任することはできない。

また、任期の途中でセンター長が交替した場合は、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 センター長に事故がある場合は、副センター長がセンター長の職務を代理する。

(副センター長)

第6条 センターに副センター長を置く。

2 副センター長は、センター長の命を受け、センターの業務を補佐する。

3 副センター長の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、最初の就任の日から引き続き6年を超えて在任することはできない。

また、任期の途中で副センター長の交替が生じた場合は、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(地域連携センター守山支部長)

第7条 センター守山支部に地域連携センター守山支部長（以下「支部長」という。）を置く。

- 2 支部長は、センターの業務のうち、守山キャンパスの業務を掌理する。
- 3 支部長は、センター長と協議の上、学長が指名する。
- 4 支部長は、センター長又は副センター長が兼ねる。
- 5 支部長の任期は、センター長又は副センター長の職にある期間とする。

（センター長補佐）

第8条 センターに、センター長補佐を置くことができる。

- 2 学長は、センターの運営に必要と判断した場合、センター長と協議の上、センター長補佐を指名することができる。
- 3 センター長補佐は、センター長の命を受け、センター長の職務を補佐する。
- 4 センター長補佐の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、最初の就任の日から引き続き6年を超えて在任することはできない。

また、任期の途中でセンター長補佐が交替した場合は、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（センター運営会議）

第9条 センターの業務を円滑に運営するため、センター運営会議を置く。

- 2 センター運営会議は次の者をもって組織し、議長はセンター長をもって充てる。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) センター長補佐
- (4) 学術情報部長
- (5) その他センター長が必要と認めた者

- 3 運営会議はセンター長が召集する。

- 4 議長が必要と認める場合は、センター運営会議に研究推進局長を出席させ、その意見を述べさせることができる。

（庶務）

第10条 センターの庶務は、研究支援・地域連携課で行う。ただし、センター守山支部にかかる庶務は、守山キャンパス学務課が行う。

（補則）

第11条 この規程に定めるセンターの運営に関し必要な事項は、学長が定める。

附則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

この規程は、令和元年 11 月 26 日から施行する。

(任期に関する経過措置)

- 1 この規程の施行の際現にセンター長及びセンター長補佐の職にある者の任期については、改正前の規定を適用する。
- 2 この規程の施行の日から令和 3 年 3 月 31 日までの間にセンター長補佐の職に就いた者の任期については、改正後の規定にかかわらず、令和 3 年 3 月 31 日までとする。

附則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(要綱の廃止)

- 2 愛知県立大学産学連携推進室要綱は、廃止する。

附則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(規程の廃止)

- 2 愛知県立大学看護実践センター規程は、令和 5 年 3 月 31 日をもって廃止する。

(任期に関する経過措置)

- 3 最初の副センター長の職に就いた者の任期については、第 6 条第 3 項の規定にかかわらず、令和 6 年 3 月 31 日までとする。

附則

この規程は、令和 6 年 12 月 24 日から施行する。